

平成 29 年度第 2 回長門市子ども子育て会議 議事録

と き：平成 30 年 2 月 19 日 14 時 00 分～16 時 00 分

ところ：長門市地域医療連携支援センター

◎出席者

委員：青木宜治、浴田和拓、磯奥和枝、上野隆宣、大迫享子、橘実千代、林香織、岩田彩、山近弘恵

欠席委員：平井康一、山本里美、吉岡光雄

事務局：梶山課長、井筒補佐、宮本主査

(課長補佐)

はい、定刻になりましたので、皆さんお揃いになりましたので会議の方を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、平成 29 年度第 2 回長門市子ども子育て会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、子育て支援課の井筒と申します。よろしくお願ひします。座って始めさせていただきます。会議ですので委員の皆様は携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。この会議はですね、子ども子育て支援法におきまして、特定教育保育施設、認定こども園とか幼稚園とか保育所の利用定員、子ども子育て支援事業計画の策定、交付、市の子ども子育て支援に関する施策について委員の皆様からご意見をうかがう機関であります。長門市子ども子育て会議条例第 6 条第 2 項では半数以上の出席がなければこの会議を開くことが出来なくなっておりますが、本日出席が 9 名いらっしゃいますので、本会議の方が成立したという事になりますのでご報告させていただきます。なお本日、平井委員さん、山本委員さん、吉岡委員さんにおかれましては所要のためご欠席ということでご報告をいただいております。それでは議事に先立ちまして、本来であれば長門市市民福祉部川野部長がご挨拶を申し上げますところですが、議会対応のため出席が叶いませぬので、子育て支援課長の梶山がご挨拶申し上げます。

(課長)

はい、皆さんこんにちは。本日は大変ご多忙の中、平成 29 年度第 2 回長門市子ども子育て会議に出席いただきまして誠にありがとうございます。先ほど井筒補佐の方からもお話がありましたが、本来であれば川野市民福祉部長が皆さんご挨拶を申し上げますところですが、平成 30 年 3 月定例議会の対応を行っておりますので、本日出席ができません。

変わりました私がご挨拶申し上げます。平素は本市の子育て対策、子育て施策全般にわたり多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におか

れましたは平成 28 年 4 月に委員をお引き受けをいただきまして誠にありがとうございます。平成 28 年 5 月に 1 回目の会議を開催し、本日で 5 回目の会議となります。今回の任期中、最後の会議の会議となります。本市の目指す妊娠期、幼児期、学童期における地域での子育て支援の充実を目指し、様々な取り組みを行ってきたところではございますが、まだまだ改善すべきところは多くございます。これらの目的を達成するために、子ども子育て支援事業計画を平成 27 年 3 月に策定し、様々な子育て支援策を講じ、一定の成果を上げていると認識をしておりますが、今後とも引き続き、子育てをされる全てのご家庭におきまして、「安心して子育てを行い、子どもを育てる喜びや生き甲斐を感じられるようなやさしさがこだまする、子育て世代に選ばれる街」を目指してまいりたいと考えている所でございます。

さらなる子育て支援策の充実のため、子ども子育て会議委員の皆様にはそれぞれのお立場で、豊富なご見識を基に忌憚のないご意見を頂くと共に、ご協力をお願いいたしますことをもちまして、私の開催にあたってのご挨拶とかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

(課長補佐)

続きまして、本会議の会長であります、会長さんからご挨拶をお願いしたいと思います。

(会長)

皆さんこんにちは。本日は本年度第 2 回目の会議、ご案内いたしましたところ、お寒い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今、冬季オリンピックが平昌で開催されておまして、連日熱戦が繰り広げられている所ではございます。そうした中で、アスリートの多くが小さい時から競技を始め、努力をし、10 年後、20 年後の自分の姿を夢見て、ようやく今大きな舞台で花が咲いている、そうしたところを見ますと本当に大きな感動を得たところではございます。皆さんも一緒ではなかろうかという風に思います。

これは私事だけかもしれませんが、子どもたちが将来はこういう風になりたい、ああいう風になりたいと言ったときに、私は、昔の話ですけれども、それはお前じゃ無理じゃ、出来ない、やめちょけ、というようなことを言ったような記憶があるように思います。

今更ながら、その時の子どもたちの気持ちも汲まずに要らんことを言うたな、子どもたちの夢を踏みにじったな、というふうに反省をしている所ではございます。

先ほど今、課長も言われましたように、子育て、これは本当に大切でございますけれども、否定的な事を大人が言っただけでは子どもの夢は消えてしまうと思います。あくまでも子どもたちの為に、大人は耳を傾ける。そういうことが大切ではなかろうかという風に思います。この長門市から将来、オリンピックの選手が誕生するような、そういった街づくり、教育、...そういったことに、私たちも考えていかなければならないなという風に思ってお

ります。今日は議題のにも出ておりますけれども、スムーズな進行ができますように、皆様方のご協力をお願いいたしまして、挨拶とします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございました。それでは長門市子ども子育て会議条例に基づきまして、会議を進めてまいりたいと思います。ここからは会長さんの方で議事を進めていくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは私の方から進行役を務めさせていただきたいと思います。まず最初に、議題の1でございますけれども、平成30年度教育・保育施設の利用申込状況について事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

最初の議題なんですけども、今日、すいません手元にお配りさせていただいた資料以外に修正分を束ねてクリップ止めした物を置いておりますので、そちらの方を見ながらご説明をしたいと思います。

2月1日時点の利用申込状況という事で2ページ、お渡しした資料の2ページですけども、これ、30年度4月1日からの利用申込の2月1日時点で締めた、切ったものという所で表にしております。2ページ目は保育所が出てますけども、全部説明すると時間がありませんので、特徴的な所だけご説明申し上げます。

2番目の東深川保育園の所なんですけども、5歳児っていうのがいらっしゃいます。5歳児まではあと1年ありますので卒園できることがですね、当園、東深川保育園を希望されておりますけれども、隣の4歳児につきましては0人という事で、卒園できないので転園の方をされたという事になります。全体でみると平成30年度45人の利用申込みですけども、閉園ということで申込の数が減りまして、29年度と比較しまして32人ほど子どもさんの数が減っておるという事で親御さんの考え方としては確実に卒園ができる保育園を選ばれたという事になろうかと思えます。

次の下のみのり保育園につきましてはですね、利用申し込みにつきましては140人の定員に対して、137人と。現時点申し込まれている子どもさんについては受け入れは出来ているんですけども、今年度途中に入られるお子さんについては受け入れが若干難しくなるのかなという事を考えております。

下の方、合計のすぐ上のみずゞ保育園さんにつきましてはですね、定員90人に対して、これ2月1日の時点で89人の申し込みという事で、前年に比べてちょっと6人ぐらい減ってまして、利用定員に対しては99.7%。0歳の欄を見て頂くと、昨年5人に対して2人の利用申し込みなので、年度途中利用申し込みあった場合については対応ができるものと

いう風に考えております。

合計の欄のところで全体、平成 30 年 4 月 1 日時点で 541 人と。これちょっと隣の三角を見てもらうと前年に比べて 41 人ほど減っております。特に 0 歳児の申し込みにつきましては昨年が 25 人対しまして、14 人という事で 11 人、かなり減っておりますので、逆に言うと今後 0 歳児のお子さんが年度途中にかけて入所が見込まれるという事が考えられます。

その裏になりますけれども、3 ページの方ですね、3 ページの 1 ですが、この認定こども園の関係ですね、深川さんとあおいさんがありますけれども、こちらの利用定員、合計の欄を見てもらえればわかると思いますけれども 69 名の定員対しまして、60 名という事で、大体申し込みに対する、昨年に対して逆に 17 人増えております。充足率も 86.9%くらいになるんですけれども、東深川保育園の廃園に伴ってですね、3 歳未満の受け入れ先として、みすゞ保育園さんを含めて利用が見込まれるという事になります。

認定こども園の保育部分じゃなくて教育部分につきましては合計の欄を見て頂いたら、利用定員の合計が 240 に対して 212 人という事になります、これは充足率でいうと 88.3%

という事で年度途中にはですね、また利用定員を超える人員が見込まれることになります。

で、僻地保育所の下全体、長門市全体の合計のことでいいますと、要点は 1029 人になりますけれども、これが今の申し込み段階で 832 人という事で、充足率は 80.9%という事になります。人数につきましてはですね、隣に△の 23 とありますけれども 23 人減っておりますけれども、昨年の量の見込み、子ども子育て支援事業計画で見込んだ見込み量ではですね、854 人と見込んでおりましたので、大体 850 人対して 832 人という事で大体近い数字になろうかと思えます。

4 ページ、元の資料の方に戻りますけれど、グラフ...この表なんですけれども、この表のですね、全体的な傾向は見て頂いたという事で付けておきます。各年度の 4 月 1 日の数字と、3 月末の数字で 30 年度につきましては 2 月付の数字という事で見て頂いたらと思えます。幼稚園児の方はですね、これは保育園の方で説明になりますけれども、これもやっぱり東深川保育園の部分を見て頂くと、東深川保育園の数字が 30 年の 2 月の時点で 79 人からぐんと落ち込んでという風に思えます。このグラフで過去 3 年 27、28、29 という事で動向が見れるかという風に思えます。

一枚めくって頂いて認定こども園の関係と、幼稚園と認定こども園の関係についてはですね、これまで 1 号の教育部門で、3 号認定とか保育部分とか 3 歳に達して 1 号に移行する子とか、年度途中の...人数が増えるという事になっておりますけれども、この昨年、あおい幼稚園、深川幼稚園、ここに 2 号っていう定員を設けましたので、真ん中に 2 号っていうのが今回新しく入っているという事になります。

右側の方の 3 号につきましてはですね、2 歳児が 3 歳に達した時点で 1 号になることから年度末には 4 月 1 日の現状と比べて超えているという状況になろうかと思えます。

6 ページの左側に、こちらはですね、合計ですね。これは合計した人数をグラフ化した数字です。特に保育部分、2号3号については年度途中で0歳児、公立で受け入れない子供を含めてですね、28年度につきましては最終的に9人。29年度は現在16人を受け入れたという風な状況になっております。

6 ページの右側の方ですね。これは保育園全体と幼保連携の数字をグラフ化したものになります。特に保育部分が、2、3号認定がですね、これ、幼保全体の数字で28年4月初の881人から29年3月末において952、まあ年度途中から年度末にかけては73人増加しているという事になりまして、途中入所が多いという事になろうかと思えます。

まあ28年度については73、29年4月から現在途中まででも83人増えていますので、その内、0歳児の途中利用が主に増えているという事になりますね。0歳児39名増えておるんですけども、0歳児3名につき保育士1人という事で計算すると保育士が13人いるという事になります。

この今の7ページから8ページ...、7ページの保育園部分と8ページは幼稚園部分、これは申込みの数を行政区とか地区ごとに割って示した数字がこのようになります。

...ページの方がちょっと縦に...て申し訳ないんですけども、縦が出生数を表しております。平成20年から平成29年、これ暦です。年度ではなくて暦年です。1月から12月までの数字になっております。平成20年の長門市全体の数字、257出生がありました。

ただ、もう今、26年を境にですね、200を切るようになりまして、平成29年1月から12月までに生まれた子どもさんは147人と。長門地区だけでいいましても平成26年から200人を切っているの、すいません長門地区は平成20年で比較しても164人だったのが、もう今長門地区だけで見ても106人、長門地区だけを見ても100人を切りそうな状況で、少子化がとんでもなく進行しているという状況にあるという風に見ております。

2番。平成30年度教育・保育施設利用申込状況。重ねて言いますけれども、ちょっとすいません、2月1日の、2月初日時点での利用申し込みという事です。以上でございます。

(会長)

ただ今事務局から説明がございましたけれどもご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員)

はい。

(会長)

はいどうぞ。

(委員)

6 ページのですね、左側のですね、保育園の問題というところで、平成 30 年の 2 月の棒グラフが、ですね、〇〇さん。

(事務局)

はい。

(委員)

623 人ですね。棒グラフはまた。

(事務局)

すいません、これは誤りですね。申し訳ございません。すいませんでした。数字の方です。

(委員)

あそこで切ればいいんですね。

(事務局)

申し訳ありません、ちょっとグラフが飛び越してしまいました。

(会長)

よろしいですか。はい、他に何かございますか。それではご意見もないようですので、次に移りたいと思います。議事の 2 になりますけれども、教育・保育施設における利用定員の変更に係る意見書について委員の方から説明がございます。

(事務局)

はい、議題の 2 番という事で、利用定員の変更を当初考えておったんですけども、ちょっとこの議題の方がですね、利用定員を変更しなくてよくなったということで、この 10 ページをご覧いただいたらという風に思います。

当初、あ、他の資料の 10 ページですね。〇〇幼稚園さんにつきましては 3 人定員を増やす想定でおったんですけども、今回、修正でお送りした方の 10 ページの方をご覧いただくと分かると思うんですけども、こちらの方でご説明したいと思います。

資料があちこち行って申し訳ありません。元々の資料の 11 ページに〇〇保育園からの転園児数ということで資料を付けております。この表の見方なんですけども、例えば 2 月 1 日の上の所ですね、2 歳児、12 名はですね、この 4 月に〇〇保育園さんに 1 人、認定こども園の〇〇幼稚園さんに 1 人行って、2 名が余所に行くので、下の方の 30 年 4 月で 10 人になるという、こういう説明の表になろうかと思うんですけども、この中の〇〇幼稚園さんに行

く3歳児がですね、保育の2号の利用でなくて教育の1号の利用にされるという事が、2月13日に会議用資料送らせていただいたその後に、保護者の方と面談されて、変更、要は2号から1号に変更になるという事が分かりまして、本来この1人のために定数変更をしようとしていたんですけども、それが変更が不要になったという事になります。

11ページの方に新しい資料の方に12ページという風に出ているんですけども、平成30年度認定こども園2・3号認定平成30年度利用申し込み修正という資料があるかとおもうんですけども、この〇〇幼稚園さんの欄を見て頂きますと、今ですね、3歳児から4歳児に矢印が飛んでるかと思うんですけども、この昨年〇〇幼稚園さんに、〇〇保育園さんから行かれた子どもさんは3歳から4歳まで進級されます。

これはそのまま良いんですけども、今この表の中で本来ここに新規の子どもさんが入る、3歳児の子どもさんがここに入る予定であったんですけども、これが取り消しになったので、この定員変更の必要性がなくなったという事になります。

新しい10ページの表に戻ってしまうんですけども、当初ご案内していた計画では3歳児の1名を受け入れる為にですね、3歳児の枠はすでにありますけども、3歳から4歳に進級される2号認定の子どもさんの為に、3から6に増やそうとしてたんですけども、1人、3歳児の子どもさんの2号の入園が取り消しになって10ページの下の修正っていうのがありますけれども、これで行くともう、3号27、2号3。

これはもう修正する必要がなくなった、定員を増やさなくてもよくなったという事になりまして、これで当初提案してた分につきましては、定員変更の理由、必要性がなくなったと。まあ厳密にいうと3歳から4歳に進級されるので年齢の区分としては3歳から4歳になるんですけども、2号認定の枠でいうと3歳、3名のままでいいという事で定員変更、定員を増やす必要がなくなったという事で、以前の資料でお送りした定員変更につきましてはですね、定員を増やす必要は無くなったということで取り消しをさせていただきたいということで、お話をしたいという風に思っております。

で、送ってすぐに面談されたタイミングはちょっと資料...関係で今回ちょっと議題を出してすぐに変えるようなかたちになるんですけども、そういったことで議題、定員変更、本来であればこの定員変更につきましてはこの、子ども子育て会議で了承を経て採決をして、増やしていいかという事で協議をするという事になるんですけども、今回増やす必要がなくなりましたので、一旦資料までお送りして申し訳ないんですけどもこれについては定員変更の必要がなくなったため取り消したいという事でお話をしたいと思います。

ちなみに今の10ページの次に〇〇幼稚園さんの状況も参考までに付けております。認定こども園〇〇幼稚園(追加)とありますけれども、〇〇幼稚園さんにつきましてはですね3号認定36名に足して29人しかないことと、2号認定につきましても3人に対して1人という事で、そもそも定員変更の必要は増やしたりする必要がないので一応、参考までにお話を付け足していただいたという事になります。

ですからすいません、重ねて言いますけれども、2号につきましては今回お送りした時

点では、定員の増、〇〇幼稚園さんにつきましては定員の増を審議していただく予定でしたがその必要性がなくなりましたので、議題としては検討する必要がなくなったという事で、認定こども園の分の状況報告という形になろうかという風になろうかと思えます。以上になります。

(会長)

ただ今...の方から説明がございましたけれども、議事の 2、...けども...しなくて済んだという事でこの件については賛否は執りませんが、せつかく説明がありましたので何かご意見がありましたら、はい、どうぞ。

(委員)

3号から2号に行って、そのまま2号になるわけですね、3、4、5歳はですね。それが2号でなくてもいいと。1号でも。保育園の園児ではなくて、いわゆる幼稚園の園児でいいと。これはどういう理由でしょうか。保育に欠ける子供ですよ、幼稚園でもいいというのはどういう理由でその保護者の方はおっしゃっているのでしょうか。

(事務局)

一応〇〇幼稚園さんの方で保護者の方と面談をされまして、保護者の方もそういった形で一旦申込みをされると思うんですけど、その中で、恐らく考えられるのは保育料とかその関係なのかは分かりませんが、そういった形で、2号でなくて1号でいいという事で変えられたという事を聞いております。

(委員)

よろしいですか。新しく委員になられた方、意味がお分かりになりますか。3号から2号、2号から1号という意味が。本来ならば、2号、3号、保育園に行かれる子供が入るところですね。ですからそのまま行けば、本来ならば、2号でなければいけないわけなので。

そうしたら1号でいいという事は、標準時間のお子さんではないですね。短時間のお子さんですね。そして短時間であれば、幼稚園で預かってもらった方が、保育料が安くなるという事ですね。預かり保育しても、より。長門市の幼稚園は保育料が安いのです。よその市に比べて。そういう理由でよろしいですか。

ですからこれだけ3号2号にこれだけの園児が居るのに、定員の関係もございましょうけども、3、4、5歳を取り消すとか、そういうお話もございましたけども、3、4、5については、その認定こども園については必要ないと。保育部門が。

これだけの人数が、3人とか、この人数で済むわけですから。課長さん、いかがでございましょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

はいどうぞ。

(事務局)

今、〇〇委員さんからですね、お話しがありました 3 号認定、いわゆる 3 号というのは 3 歳未満児のことなんです。3 歳未満児の、例えば〇〇幼稚園でいえば今、27、3 号認定が 27 人の定員がございます。本来、2 歳から 3 歳以上、3 歳以上児を 2 号認定というんですけども、2 号に行ったときに保護者の就労が変わらなければ本来であれば 2 号認定に行くのが今までの流れです。ただ、3 号から以上児に上がった時に保護者が選ぶことができるんです。1 号認定と 2 号認定。これは保護者の選択です。

ですからいろんな要素があると思います。家庭のご事情で保育に欠ける人でも幼稚園部分を利用できますよ、それは市が認定するわけですけども、そうした中で、今、〇〇委員さんから 3 号認定の人たちであれば、2 号認定は必要ないんじゃないかというようなお話がございました。

これは、必要ないんじゃない、つまり長門市では平成 27 年に認定こども園制度が〇〇さん、〇〇さん 2 園が移行されました。認定こども園の幼稚園型っていう物に移行されました。そうした時に、地域の中での合意形成が図られていない事から、2 号認定については市がストップをかけていますと。2 号認定の定数を設けていませんと。本来であれば、ですから 3 号認定で 10 人、例えばですよ、10 人の利用者があれば、10 人の利用定数が必要になってくるわけです。

ただ保護者が選ぶ、先ほど言いましたように、2 号を選ぶのか、1 号を選ぶのかという選択権は保護者にあります。したがって、10 人が 10 人まるまる、2 号に行かれるという事はこれまでの例から言うところではございません。まあ、認定こども園の場合はですよ。

保育園の場合はストレートで 3 号から 2 号に全員が行かれています。そういった中で、今後ですね、認定こども園の 2 号定数っていうのが今年度については〇〇保育園の廃園を理由に変わられる方について前年、今年度、定数を変更してきたところではございます。

したがって、昨年度の 2 号認定、新たに〇〇幼稚園に 3 人の定数を設けています。また、この資料を見てもらったらわかるように、あおい幼稚園さんにも 3 人の定数を設けております。これが 30 年 4 月にはたまたま必要無かったという事ではございます。

今後、30 年度末 31 年 3 月で〇〇保育園が廃園になります、今、廃園の予定でございます。資料を見てもらったら分かるんですけども、皆さんに一番最後の資料、12 ページ。

えーと 11 ページです。現在〇〇保育園に 29 年 4 月 1 日現在では居ますけれども 79 人の

園児が在籍しております。これが、希望調査、入所希望調査等、今回の入所申込みによりまして、45 人になりますね。79 から 45 を差引いたら、34 人ですか。34 人が何らかの形でどこかに行かれます。そのうち 19 人が 5 歳児ですから卒園をされます。小学校に上がられますから、19 を差引いた残りが、この中段の転園と市外、もしくは広域入所対象、まあ広域入所はありませんので、市外へ転出を合わせたら、15 人。

ですから、19 と 15、12 と 3 がありますね。12 と 3 と 19 を足したら 34。34 と 45 を足すと 79 になるという事が分かりますかね、分かりにくいですかね。〇〇委員から首を横に振られておりますけれど、分かりにくかったですか。

要は 79 人います、19 人が卒園します、従って 60 人ほど〇〇に在園します。60 人の内、15 人が廃園を理由に変わります。で、45 人が残られます、という事です。分かりますかね。

その内訳がここに書いてあるわけです。そういった形で残りの 45 人。45 人の内、さらに 31 年の丁度この時期になろうかと思えますけれども、26 人を差引いた 19 人、19 人の園児が行き先が無いわけですから、これらの行先を希望調査を聞きながら返答していかなければならないという事が今、私たちに残された最後の課題だという風にとらえています。

したがって、今回 0 だから 2 号認定はもう必要ないという事、今回の会議では必要はありませんけれども、今後についてはまた子ども子育て会議とは別の所ですね、事業者同士でその辺の調整をし、また子ども子育て会議の方にご提案をさせていただくこうかと。

という風になろうかと思えます。以上です。

(会長)

よろしいですか。はい。

(委員)

はい。それで今、2 号から 1 号のお話を致しましたけれども、ちょっと記憶は定かではないですけれども、全保協。それから私保連、どちらかの全国大会がございまして、認定こども園のことについて、2 号から 1 号に移る園児が非常に多くなったと。2 号から 1 号です。本当は 3 号から 2 号になるのだけれども、3 歳になったら 2 号になるのだけれども 1 号の方がいいと。

どういう理由ですかとお話聞きますと、それは保育料が安くなる。それについて、預かり保育をしてもらえれば、それで親御さんが、対応ができると、しかしですね、長門市は幼稚園の保育料が非常に安価になっております、そもそも。それにプラス、預かり保育の保育料をお支払いすることになる。長門市の保育料も 2 号認定、3 号認定の保育料は標準時間と短時間の保育料が 200 円、400 円の差であるわけなのです。

で、そうすると前回もお話ししました様に、民間の保育園は...では 5720 円違うのに、200 円 400 円しか保育料が変わらない。そうすると、保護者はですね、認定こども園の 3

号2号と、幼稚園の1号を天秤にかけてどっちがいいかって言ったらやはり認定こども園の3号2号にいったって、3号から1号に行くと。そっちの方が安くつくから。

でこれはですね、民間の保育園には非常に、影響が出てくるのですね。公立保育園はいいのですよ、公立保育園は〇〇のように、認定こども園になっている所は。それは構わないのですけども、これだけ認定こども園に0、1、2歳が入ると、あと、私の意見書をお出ししますけれども、その時にお話しいたしますけれども、一方は保育料が高いと、で、同じことをしていても、一方は非常に安価な保育料であると。

これではですね、言葉は悪いですけど、勝負にならないわけなのですいね。勝負に。だからあと意見書を皆様の方にお配りしていただきますけれども、もう歴然としているわけです、今までの状況がこの3年間の間で。

そしたら、短時間の子どもさん、保育料、そして幼稚園で預かって頂くお子さんの保育料、預かり保育の保育料の金額を同じにしてもらわないと。長門市が補助金も出して。民間は一園しかないのですよ。でないとですね、経営ができないのです。

そのことを考えて会議をしていただかないと、要は〇〇保育園が廃園になるからその受け入れ先として認定こども園だと。そして〇〇だと。自由に。もう今は自由に行ってもいいのですよ。どこへ行っても、今は広域可能になりましたね、保育園は。広域可。

管外保育じゃなくて、国の方がよその自治体に行ってもいいですよという風になっているわけですから。どこに行ってもいいのです。けども、幼稚園と保育園の成り立ちが違うわけなのです。幼稚園と保育園の成り立ちが。

そこを配慮してもらわないとですね、〇〇保育園を廃園にするのだから、これでいいじゃないかと。親御さんがそこに行きたいからと。その配慮がない。今から意見書をお出ししますけど、あの数字見てもらったらわかるのです。

皆さんの方にですね、今ここにこの数字がありますね、市の方からお出しいただいた一覧表。これはこれで表になっている数字がありますけれども、私の方がお出しした数字をパッと一覧、一目見たらどの様な影響があるのかというのがですね、一目瞭然です。一園しかないから。仕方がないことですがけれども、中々声が大きくなるらない。

この資料もですね、非常によく出来ている資料です。これは私が市役所の方へ、うちの保育園のですね、今までの推移を示したら終わりです。どこの地区にどれだけ園児が集まったかというのをですね、県の方にも市の方にも出して推移を示してですね、どこまで〇〇園が苦悩しているかという事をですね、今示したところです。

第一の事件の話、幼稚園の方の無認可の施設の方の情報を一切出していらっしやらなかった。その所の課長さんがおっしゃったように、今後〇〇保育園が廃園になったら、二号認定設けよう、それはそれでかまいません。かまいませんけども、公立保育園しかないわけです、スタートは。民間の保育園は〇〇園1園だけです。その件に関してこれは勝負にならないわけですから。同じ土俵じゃないわけですから。

そこは配慮してもらわないと。でも、親御さんはですね、保護者の方はあっちの幼稚園

の方が安いから、あっち行こうと。だから今みたいに 2 号から 1 号に行きましようという話になるのでしょう。それは私ども全部、全国の保育大会その後の話を認定こども園の先生からお聞きしているわけですから。もうすぐ...

だけど、移ってもらったら困るというのです。だから 2 号認定を見てもらった方が委託費多いのですから。委託費が。2 号認定の方が 1 号認定よりも。課長さんは笑っておられますけれども。

保育園が認定こども園になっている所は困っていらっしゃる。困る、2 号が 1 号になってしまうと。3 歳児になってしまったら。例えば今の長門市のお話しでは、これだけの 3 号認定のお子さんがいらっしゃるのに、2 号を希望される方が非常に少ないと。それはね、民間保育園は勝負にならないですよ。そのことだけをお話ししておきます。

だから今課長さんももう、先に〇〇保育園にあったの 2 号認定の定員を持っていますとおっしゃるけども、それはよく考えていただかないと。それを設けられるのなら、民間保育園について、認定こども園の 1 号認定と預かり保育と同じような保育園にしてもらわないと。短時間を。どういう風に預かっていらっしゃいます?...預かってらっしゃいます。

いや、あなたは我慢しなさいと、誰がどこへ行ってもいいのだと、それではですね、本当にですね、経営ができないのです。経営が。そのことを〇〇会長さんにお許しをいただいて、今日意見書を持ってきておりますから。

〇〇さんにもお話しでございますね、意見書を持ってきているというのは。

(事務局)

まだ中身を見て頂いていないのですね。

(委員)

まだ中身を見ていないという事ですね。それから私はお話ししていただきたいと。本当ならもう会議は終わっているのですよ。会議は。けども前回の会議で皆様には非常に不愉快な思いをさせました。特に第二期、ここで第一期からいらっしゃるのは〇〇先生と、〇〇副会長さんと、それから〇〇課長さんです。後の方は新しい委員の方でございます。

何のことやらさっぱりわかりません。けどもこの皆さんもこの数字を見て賛否をとるわけですから。賛否をとるという事は責任を伴うという事です。全部の園に。全部の園に責任を持つわけです。

それが第一期の時にはそういうことをなさらずに、強引に突っ走っていったから、こういうことになったのです。だから本当に二期目の皆さんには申し訳ないと思っています。本当に申し訳ないと思っています。...したいと思っています。それで、〇〇さん、お願いいたします。前もって、昨日の 9 時にはメールで送っていたわけですから。

(事務局)

先生から頂いている訳ですけれども、〇〇さんにしか見て頂くことができませんでした。

(会長)

ちょっと座って。座って。他の委員さんで今の議事ですね。...について他に委員さんからご意見とかありませんか。ありませんか。はい。他に無いようでしたら議事をすべて終了したいという風に思います。ご協力ありがとうございました。議事の進行については私がしましたけれども、その他につきましては降ろさせていただきます。

(事務局)

会議は会長が今締めちゃったから、あとは会議ではなくて、会議は締めたから。

(委員)

会議は終わり、すいませんここにその他っていう項目がありますね。なんでも理事会でも評議員会でも、その他っていう項目があります。だから今回は前もって市の方にもご提出しております。そして、〇〇会長さんの方にこの件についてはお話ししておいてくださいませと、前もってお話ししております。

(会長)

私は今初めて聞きます。

(事務局)

物がなかったのです。

(委員)

メールで送っております。

(事務局)

...会長さんにあれすることができませんでした。

(会長)

あの、私の役はですね、議事の進行をするだけであって、その他は議事以外のことになっておりますから事務局から何かあったら、事務局の方で進めていただけたらと思います。

(委員)

じゃあ事務局の方からお願いします。

(委員)

すいません。ちょっと私ではこの...考えるのは難しいと思いますので、退席させていただいていいでしょうか。

(事務局)

(委員)

はい、申し訳ないですけど。

(事務局)

その他、一応ですね、会議の方は〇〇会長が今言われましたように、議題が終わりました。その他の所っていうのが事前にですね、何もなかった。先生今、昨日ですかね、昨日送られちよるんかな。

(委員)

前もって 2 月 13 日の日にお話ししてございます。課長さんにも文書をお渡ししております。2 月 13 日です。

(事務局)

はい、これは会議の内容...。

(委員)

意見書を添付しますからと〇〇さんにお話ししております。

(事務局)

それは聞いているんですけど、中身を確認している時間がなかったのです。

(委員)

これはですね、重要な事ですから、〇〇保育園の廃園について、ですね。一般の市民にお知らせしないといけないことですね。委員の方は、子育て会議の委員ですから、市民を代表していらっしゃるわけだから、やはり聞いてもらわなければいけない。県に問い合わせさせていただいたわけだから。県の回答も公の場で。

(事務局)

県の回答そのものはですね、そんなに今の子ども子育て会議の中で、例えばその意見書が。

(委員)

いや、それはちょっと読んでください。私が読みますから。渡してください、委員の方に。意見書を渡してはいけないという事はないでしょ。

(事務局)

うん。一応ですね、採決とかそういうのはないです。参考に意見書をお配りします。

(委員)

見ていただきたい。市民の代表ですから。国の子ども子育て会議もちゃんと意見書はオープンにしております。オープンに。ですね。

申し訳ないですけども皆さんには本当に不愉快な思いをさせますけども、これは重要な事なのです。事務局保育園の廃園の。

それでは私から何もいう事言いませんけれども、課長さん方に仕切って頂いて、私が発言するというにさせていただければなと思いますけど、よろしいでしょうか。

(事務局)

皆さん行き通りましたか。〇〇委員さんから意見書という形で出ております。この内容を〇〇委員さんが説明し、子ども子育て会議の皆さんにですね、こういうことがあるってことをご説明したいという事でございます。

会議そのものは終わっています。皆さんご都合つけていただいて、出来れば確認していただければと思います。どうぞ。

(委員)

はい。会議は終わっておりません。その他という項目があるわけですから。一応議事が終わったという事ですね。これはよろしいでございますね。

(事務局)

そこは会長に。我々は。

(委員)

そうしたら、その他っていう項目はなんですか、これは。

(事務局)

だから一応、議事そのものは。

(委員)

だから議事は終わったと仰った。会議は終わってないですよ？会議が終わったという事は、これは公的なものではなくて私が私的に物事を言っているという事になりますね。会議が終わったわけじゃない。

(事務局)

会議が終われば私的な意見になりますよね。

(委員)

その他っていう項目はあるじゃないですか。理事会でも、評議員会でも、色んな会議でも一応議事はあって、その中にさらにその他っていうのがある。あるべきなのです。その時に委員の方から色んなところから色んな話を出して賛否をとるまで待って、意見を言い合うわけですね。お互いに。それが確認できないと、あやふやに私的な事をお話している事になると困りますから。

(事務局)

もちろん、議事録に載せるかどうか所にも影響しますので、だから会議そのものがですね。

(委員)

そうしたらこのレジュメをやり変えて下さい。その他を除けて下さい。

(事務局)

議事を今日、会長さんに提案しておりませんので。

(委員)

議事じゃないですよ。ここにその他っていう項目があるじゃないですか。

(事務局)

その他で。

(委員)

その他でお話ししますね。

(事務局)

議事録載せんにゃいけんですよ。その他でしたら。

(委員)

ね。その他で。

(事務局)

そうなるかと皆さんに残って頂かなければいけませんから。

(委員)

そうです。

(事務局)

うーん。

(委員)

じゃあ会議は続いているという事でよろしいですね。

(事務局)

まあ、はい。

(委員)

はい。じゃあ、読み上げます。平成 30 年 2 月 19 日、第 2 回子ども子育て会議意見書。ちょっと早口で皆さんご迷惑でしょうけどお願いいたします。前回の会議で議題にないお話を委員の皆様大変不愉快な思いをさせましてお詫び申し上げます。

しかしながら、第一期、第 2 回会議で会長は議題にない認定こども園視察を唐突に持ち出されました。重大な議題になりますと。〇〇園から〇〇園の視察、日程も既に決まっています。今回は前もってこの意見書の配布を担当者をお願いしておりますので、ご了承ください。という事です。前もってご了承いただきましたので。

2。平成 29 年 11 月の子ども子育て会議で...いたしました認定こども園の設置について、長門市を通して山口県こども政策課に照会いたしました。その照会状を委員の皆様配布いたします。次を捲って頂ければ No.1 の所でございます。また、〇〇の平成 30 年度予算書(3 月理事会承認前)も添付しております。

平成 29 年 1 月 1 日、改正社会福祉法により、全国の社会福祉法人は定款、現況報告書、役員名簿、役員報酬、すべての計算書類をインターネットで国民に公開し、経営の透明性を確保しなければなりません。福祉医療機構 HP にあります。また、保育園の運営では重要事項を説明しなければなりません。〇〇園の HP をご覧ください。

照会事項のご回答をお願い申し上げます。この4月1日にですね、社会福祉法が改正されて、①運営の透明性の確保、②経営組織の...の確保、③財務規律の強化、という3点が...されました。

経営組織の...の選択をとというのは理事会、評議員会でございますけども、皆さんテレビでご覧になっておりますけれども、相撲協会の評議員会、理事会のああい関係でございます。そしてこの改正社会福祉法にはですね、ローカルルールの是正を...。地方自治体で勝手にですね、規則を作ってください、ああしなさいと言いますが、それじゃあいけません。国が決めた基準で物事を進めていきなさいと。ローカルルールを是正しますと。

そういうことでございます。ですから、社会福祉法人はHPにすべての事項を公開しているのです。社会福祉法人、全国の社会福祉法人全部でございます。

一方では...課長さん、どうなのでしょうかね。この公開については。

(事務局)

今されている所も随分HPにありますよね。

(委員)

だけでも国の方からは強制的にしなさいということはないですね。そうですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

社会福祉法人はですね、ここまでですね、国の方からすべてを公開しなさいと。役員の報酬まで、給料まで、全部示しなさいと。皆さんご覧になれます。ですから添付書類に法人の予算書を付けているわけです。予算書を。

そして捲って頂いたNo.1でございます。これ、読み上げるとちょっと時間がかかりますので、割愛いたしますけども、2枚目の下の所に1、2、3という風に子ども政策の方に照会した事項がありますので、これについて長門市役所の方、県からの照会事項のご回答をお答えいただければと思っています、よろしく申し上げます。

(事務局)

2枚目の1、2、3につきましては今県に照会しておりますけども、県から正式にまだ回答をいただいております。ただ、県も内部で調整をしています。担当レベルでの話はどうもしているやに聞いていますけれども、正式に文書で回答をお出し出来る状況にはございません。

(委員)

はい、多分そう仰られるだろうと思っていました。だけども認定こども園法は平成 18 年に出来とるわけですから。12 年たっているわけでございます。口頭でも答えられるはずでございます。文書じゃなくても。そうですね。今から電話をかけたらどうです。

(事務局)

いいですか。担当レベルでの話、先ほどこちょっと話をしましたけれども、1 番につきましてはですね、1 番が。

(委員)

意見書です。

(事務局)

意見書が様式が示されて県からもらってはおります。中身的にはですね、様式を示せばよかったですけれども、色々な意見書につきましては、所在地とか、施設名、運営主体とか、就業構造など、地域の現状とか動向とか、市町村子ども子育て支援計画への当該施設の位置づけとかですね、現状と今後の見通しとか。様式をもらっておりますので、これまたお示しできるかと思えます。

2 番。2 番の認可の関係。幼保連携型の認可の話はですね、必ずしも合意っていうのが明文化されているっていうことではないらしいんですけども、市町での、県に出す市町村での合意、調整はされているだろうという前提で県は考えていると思えます。

(事務局)

ゆっくり言ってください。

(事務局)

はい。必ずしも合意っていうのは必要は無いんですけども、はい。必ずしも合意っていうのは必要は無い。ただし県は通常市町村から上がってくるものに対しては市町の中での合意を経たものとして考えるので、要は長門市の中ではしっかり話し合われたんですね、ということを確認させていただくことは、という事になっています。担当のレベルでですね。

(委員)

あとちょっと、文書でください。

(事務局)

3 番はすいません、〇〇委員がさっきお話しされた、翌月からとしか。聞いた担当が加算の担当ではなかったの。はい、担当レベルではそういう答えをいただいておりますけど、

それは今、担当レベルでしっかり詰めてという事で。

(委員)

まあ 1 番については様式があるという事ですね。2 番についても必ずしも合意は必要無いと。ただも県は、市町で合意があったものとして考えると。だから〇〇市ではちゃんと同意文書を交わしとるわけですね。これが県が考えることですよ。

じゃないと合意がなくても、ここに東京の方から大きな保育園がですね、〇〇とかが出てきて、ここは待機児童がたくさんいるからと。待機児童が居ればいいんです、待機児童が居れば。だからこんな問題にならないのです。

園児が減少しているのに、ですね。幼保連携型の認定こども園を作って、公立保育園の園児をそこに持っていくというのは分かるのですけれども、民間保育園には影響が出るといっているのです。そこで合意が必要になるわけなのです。

だから〇の方は、前回の会議の時はご迷惑をおかけしましたけれども、市が説明をしないものだから、私があえて県の方の資料をお出しして認可型保育施設ですよと。〇〇市だけなのです、山口県にあるのは。幼保連携型の。〇〇は違いますよ。〇〇は手続きが違うのです。中核都市ですから。山口県は、幼保連携型を認可するところですから。県は。

それについて市町が意見書を出して、こうこうこうで合意しておりますからよろしくお願ひしますと出して出すのが 2 番の所なのです。だから〇はちゃんと手続きをして、合意文書でみんな理事長が印鑑を押して、保育園、幼稚園、そして〇〇市がみんな印鑑を押して、そして 2 園ほど幼保連携型の認定こども園になった。

じゃないと、これは〇〇保育園の親御さん、保護者に説明ができないですよ。今あの、報道でも保育料、...、幼稚園、それで、無認可が出てきたから、無認可は最初、支払わないという事だったのですけど、それではおかしいじゃないかという事で、無認可の方にもある程度の上限を設けて、保育料軽減策を取ってらっしゃるわけです。認可外と認可は違うのですよ。そのことがこの中に書いてあります。

そして 3 番目。今、ご回答いただきましたので、〇〇の長門市への陳情について。別紙 2 をご覧くださいませ。

これを...とまた大変なのですけども、一つ質問をいたします。通告しておりませんが。平成 24 年に〇〇さんが長門市に陳情をされました。陳情を。5 月に。

〇〇さんにお伺いしますけれども、長門市公共施設等総合管理計画、28 年 3 月に報告書が出ておりますけれども、その中の 1 ページに平成 24 年度、市内に長門市有財産利活用検討委員会を設置すると書いてあります。これ設置はいつですか。あと調べておいて下さい。

24 年の市有財産の利活用検討委員会というのは、これは市の職員がみんなやっているわけですね。他の委員さんはいらっやしませんよね。この日にちが大事なのです。この陳情の日にちと、それから検討委員会が設置された日にち。開催日時、それから委員名、そ

れから議事録です。

〇〇さんは5月に長門市長に陳情されています。後のことはこの間お示ししませんでしたけれども、お読みくださいませ。こういう状況で〇〇さんは陳情なさって最終的にこの間、2ページでございますけれども、2ページの9月24日の13時49分に〇〇からお電話がございまして、状況が変わりましたと。〇〇保育園の改築が難しく廃園になった場合、〇〇が認定こども園になって〇〇保育園の園児を受け入れたいと。

(事務局)

〇〇先生ちょっとよろしいですか。

(委員)

はい。

(事務局)

その他の事項という事もありますので、手短に要点を説明していただけたらと思います。

(委員)

だから、こういうことが、お話がありまして、この間の〇〇の陳情の内容を皆様に、発言を3ページでございますけれども、29年の11月と29年の2月にお話ししたわけがございます。このお話しは成否を課長さんにお聞きしておりませんが、私はこの2月と11月に話したお話しは、これは、確認していただけますでしょうか。

(事務局)

今、市有財産利活用の設置日と、云々というのはちょっとあともう一回。

(委員)

ええ、通告しておりませんから。

(事務局)

今ここで何時っていうことは。

(委員)

はい。

(事務局)

確認させてもらえませんか。

(委員)

この3ページの方です。

(事務局)

3ページ。はい。

(委員)

これについて、こういうお話をなさったのか、いや、こういうお話ししていないと。

(事務局)

3ページの、すみません何番でしょうか。

(委員)

...です。...の。11月です。時系列で行っていますから。

(事務局)

これはですね、また確認させてください。ただ、今回のこの会議でこの委員の皆様にごうこうっていうのが何かあるんですかね。

(委員)

だからですね。公私園長会議でも取り合ってもらえない。市町村とお話ししても、なんと申しましょうかね。

(事務局)

ですから、言うように、子ども子育て会議とは別の所で、事業者同士でね。

(委員)

事業者同士で話しても、皆さん申し訳ないですけど一園しかないわけなのです。民間保育園は。後の2園は幼稚園でしょうが。貰う方なのですよ、園児を。後、事務局だから。

そうしたら、私一人で対応しないとイケない。本当、子ども子育て会議の委員の皆様には申し訳ないですけど、話すところがないのです。話すところがなければ、もう...しますよ。市民に。なんで...私は5年も。この件に関して。この話はあったのですね？

(事務局)

だからそれは、確認させてください。

(委員)

確認ではない、〇〇先生からこう聞いていますと仰ったじゃないですか。〇〇先生は。

(事務局)

だからそれだったら前言っているからもう何回言っても一緒でしょ。だからこれは。

(委員)

皆さんに。

(事務局)

皆さん居られたじゃないですか。前から。

(委員)

いやだけどこれは、あなたは一切おっしゃらない。

(事務局)

毎回毎回同じことをですね、本当にこの資料のですね、委員の皆様もこれ何回見られました？

(委員)

いや、これは見せてないですよ。

(事務局)

いや出されたと思いますよ。

(委員)

いや、私はしゃべっただけですよ。これは出していないですよ、この資料は。

(事務局)

いつぞや黄色い封筒で皆さんに。

(委員)

あれは色んな、私の保育園で話した。

(事務局)

見られました？

(委員)

いや、開けてないです。

(事務局)

ちょっと見てください。黄色い封筒で。

(委員)

この資料はあげていないです。

(事務局)

いやいや、今回のこの No.1 の分はまだでしょうよ。

(委員)

あなたはですね、都合の悪いことになるとうそいふこと言っちゃうのですね。

(事務局)

いやいやいや、うちはそうでしょ。今回初めてですって。

(委員)

そうしたらですね、そこはもういいです。あなたが確認しないならそれでいいです。4番。4番ですね。今、県の方は調整が取れている、合意があったものとして幼保連携型の認定こども園の申請があれば認可する、県が認可するのですよ。県が。

合意がなくても県はおっしゃっているけども、合意はある、あるものと前提として。それはちゃんと市民にですね、公開にしないと。〇はちゃんと公開しているのですよ。どうして長門市は公開できないのですか。

私はここまで皆さんに不愉快な思いをさせてでもお話するのはですね。市が取り合ってくれないからです。こういう状況になっているのです、〇〇は。今回の件で。それを公開の場でやっておれば。水面下で皆やったわけじゃないですか。一応公開のような形をとっておるけども。水面下で。だからこういう結果になったのです。

このデータをご覧くださいませ。下に2行あります。〇〇保育園は長門市の保育園で〇〇保育園を省き、最大の園児減少数、6人。0歳児...となっています。これ保育園です。いいですか、〇〇さんも〇〇さんも〇〇さんもこれだけですね、増えているわけです。園児数は。〇〇さんは51人から9人、17%、42人。それは分かります。廃園になるわけですから。

そうしたら、受け入れ先として長門市の保育園これだけあるわけです。〇〇、〇〇、〇〇、

〇〇保育園が。みのりは増えている、〇〇さんはこれだけ増えている、〇〇さんも 120%、10人増えている。だけど本家本元の〇〇の 0、1、2歳が 39人から 26人になり、66%まで減少している。13人減になる。

それはあなたの保育が悪いからでしょう、それはそうでしょう。私がこういうことしている、保育をする状況じゃないのです、今。みんな暗い気持ちです。…。…もそうです。…もそうです。みんな…暗くなればですね、…はできないのです。

だから子ども子育て会議の委員の方には申し訳ないけども、皆さんを出しにしてこういう話をすんじゃないのですね。社会福祉法人はですね。この 29年の 4月 1日に大改革がありまして、もう…（財務情報？）全部見られるのですよ。だからここに予算書を付けております。予算書をご覧くださいませ。もう数字じゃないとわからない。

だから今回の裁量労働制でもデータが間違っていたでしょう、データが基なのです。あるコメンテーターがおっしゃっていました。間違ったデータで論文を書いたら、論文は突き返します。間違ったデータで議論をするなら。

第一期の時には〇〇さんご存じだと思いますけども、〇〇園はデータを出さなかったじゃないですか。〇〇市は全部データを出しました。…まで。

5番です。これについて〇〇さんの見解をお伺いいたします。

（事務局）

現実として、制度が変わり、先生がいつもおっしゃるように認定こども園は攻める方、攻める方、攻めですよ。新たに増えてきているから。保育園は守る方。先生が言われるように保育所型で認定こども園になっても言われるようにメリットがない。ないかもしれない。経営者からするとですよ。経営管理、今ここに収支が出ているように。

ただ、結果的に今、ここで先生が出されているように増減はあるかもしれません。現実として、こういう実態が出ています。これは紛れもない資料としてお出した分を含めてですね、その分がここに上がっているわけですから。この数字というのは確かに正しい数字です。でも現実としてこう来ている。だからこれについて今後、今言われるように今後廃園になった時にどういう風な形が一番いいのか、それを別のところでお話しさせていただきませんか、っていうことなんです。

（委員）

それはわかります。それは会長さんもこの間おっしゃった。この場に関しては……おこうと。わかりました。ですけども、今、子育て会議が 24年からあって、私がずっとお話ししていたことが現実になったわけなのです、現実には。あなただけ我慢しなさいと。

認定こども園というのはですね、都会の方でもとにかく待機児童が一杯居てどうにもならないから、その中で、保育業界の中で反対する者もいるからそれで幼稚園型で、同意がなくても幼稚園型でとにかくやってくださいという話なのです。

〇〇さんもう一つ。保育所型。どうして保育所型だけ市町の意見書がいるのですか。これももう 10 年前からの制度ですよ。違った、平成 18 年からの。それが即答できないようじゃちょっと困りますね。私が...をお話ししとるわけだから。

保育所型、皆さんおかしいと思わないですか。幼稚園型はですね、市町の意見書は要らないのです。幼稚園型は。けども保育所型は市町の意見書がいる、県の言い方によれば合意が出なくても、市町で合意が出来たものとして保育所型は認定される。

待機児童もいなくて園児もどんどん減少していきます。皆さんご覧になったように、これだけ長門市の園児が減少しとるわけなのです。だから私立幼稚園を救済するために、東深川保育園を廃園にしますとおっしゃったのです。けども、その廃園が今お話しいたしましたように、検討委員会がいつあったのかと。これ日時...ますよ。日時が。平成 24 年これはちゃんと。けど課長さんは、あなたはそうしたら〇〇園にこの数字を見て我慢をなさいとおっしゃるのですか。1100 万の赤字が出ても。

(会長)

ちょっといいですか？ええですか。

(委員)

うん、いいです。

(会長)

今、〇〇委員さんいろいろと初めから経過報告していただきましたけれども、大体の経緯が時系列に記載されていてよくわかります。で、この会議です。子育て会議というものは何ぞやということ。前回も言ったと思うんですけども、今、〇〇委員がおっしゃるのはですね、行政としっかりコミュニケーションを取られてやられたらいいことであってこの会議に、まあ関わりがないと言ってはおかしいですけども、この子育て会議、子ども子育て会議、まあ条例がありますけども、この条例の任務っていう物がありますね。この任務は市長からの諮問を審査するわけですから、市長から諮問をされていないことはこの場で審議することは極端に言えばせんでいいわけです。

(委員)

審議じゃございません。お話をしとるだけです。

(会長)

いや、諮問されたことについて審議する場です。今の議題はですね、諮問されていないわけですから。だから市役所と〇〇さん同士がしっかりと協議をされればいいと思うんです。だからおっしゃることは分かりますけども、ここで貴重な時間をですね、皆さん忙しいと

思うんですよ。これほど貴重な時間を取って...されるというのはですね、いかがなものかと思うんですよ。まあこのあたりでですね、時間も 1 時間半くらいたってますんで。ちょっともう。

(委員)

じゃあ、そうしたらですね、申し訳ない、終わりにいたします。

(委員)

ちょっといいですか。〇〇さんの言うこともよく分かるんですけども、ずっと前から言われているんですけど、会長さんが言われたようにですね、せっかく保護者代表とか、色々な分野からたくさん来られてて、やっぱり子育てというところをですね、色々なかたから、僕は小児科医なんですけど、色々な分野からこう意見が出て、どういう風に健やかに育っていくか、そういう意見が出るような会議が謎ましいかなと思いますね。

せっかく来られてて〇〇さんのことを聞くのはすごく状況が分かっていいことだとは思いますが、なかなか保護者の方とか色んなところから意見の出しようがないんじゃないかと思うんですよ。で、僕らからもなかなか難しいと思うんで、この会議が今後行く上でやっぱり皆さんから、その場その場からの立場からいろんな意見が出るような、そういうような会議にしてほしいなあ、という風に思うんですがね。

今お聞きしたことは状況はよく分かりました。なかなか困っておられるということはすごく皆さんもよく分かったと思うんですがね、まあ今後のことを考えるとそれぞれの立場からいろんな意見が子育てに関して出るような、そういうような会議に今後、なっていくといいかなという風に聞いていて思いました。以上です。

(委員)

よろしいですか。大変申し訳ございませんでした。本当皆様には不愉快な思いをさせましたことにはですね、これはまあ今までの経緯もありましてですね、なかなか発言する場所がないということです。

そしてこの場で発言することではないとおっしゃいましたけれどもですね、第一期の子ども子育て会議で決められたことなのです、審議されるって。審議されて市長の方に諮問されたわけなのです。

だからこの中でご存じなのは〇〇課長さんと、それから〇〇先生と、〇〇さんと、それから私です。第一期の子育て会議の内容は。それしかいらっやしませんよね。どういう会議があったのかというのは議事録を見たらお分かりになります。

だけでもこの会議で話してはいけないとおっしゃいますけども、〇〇保育園の廃園に関することですから市民の皆様には、これまであったことを公開いたしました、今回。どういふことがあったのかと。これを知らせずにですね、〇〇保育園の廃園を突き走っていくと、

〇〇保育園の反対の親御さんもいらっしゃるわけだから。

〇〇はですね、本当に公平、公正、透明性を持って検討委員会を作られ、ごたごたがあったとおっしゃいました。福祉事務所が、福祉事務所の会議の中で。〇〇市も相当ごたごたがあったと、今回のように。だけでも皆合意をして、印鑑を押されて、幼保連携型の認定こども園が。〇〇しかないのですよ、山口県内では。

〇〇しかないのですか。他が何でできないのか、そこを委員の皆様にもお考えいただきたいと思います。こういうことですね、あと一年しかございません、廃園までに。どう説明なさるのか。

(事務局)

わかりました。今会長からもお話がありました。また、〇〇委員からもありました。会議の進め方というものに対してですね、毎回同じような最後、お話しになっています。これについては私たちも大いに反省すべきという風には考えています。

ですから、まだまだ言い足りない、自分のですね、今までの思いというのも当然あるでしょう。経緯から色々がございますでしょうが、それについては別のところでまた話を実際に出来るかということも設けていかなければいけないと思っていますし、この子ども子育て会議は長門市の子どもにとってより良い環境作り、ようはこういった所が今長門にかけているのか、そこを補うことによってより長門市の子育て支援というものがですね、近隣他市に向けて、また僕らに向けて発信できる、それこそがこの子ども子育て会議の大役割ではないかなという風には考えています。

したがって、いろいろと各委員の皆様のお思いもございますでしょう。またこういったこともせっかく会議に出ていただいて自分の思いっていうのもなかなか発言できなかったということがございましたらですね、本当に私たちの反省すべきところではございます。

また、是非ともですねそういった声を会議を離れても結構です。子育て支援課のほうで構いませんので、意見をお聞かせいただければなという風には考えております。

会長からもお話がありまあしたように、時間も始まって 1 時間 30 分過ぎています。こちらですね、この子ども子育て会議を、会議をですね、閉じさせていただきたいと思えます。みなさんよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

皆様からですね色んなご意見をいただきまして 2 年という短いようで長い、長いようで短い任期ではございました。皆さんの任期は 3 月末で終わりになります。冒頭挨拶の中でも申し上げましたように、今回はきっと最後の 2 年間の中ではですね、最後の会議になるであろうという風に思っています。本当にこの 2 年間、皆様にこの会議に参加いただきまして、色んなご意見をいただき、またご協力をいただきましたことを厚く御礼を申し上げまして本日の会議を終わらせていただきたいと思います。誠にありがとうございました。

(委員)

最後に私からお詫びになりますけれども、今...この会議が皆さんの意見を本当に万遍なく吸い取ることができなかった、ということは...この場をお借りしまして深くお詫びを申し上げます。本当に2年間ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

(委員)

私も皆さんに本当に不愉快な思いをさせて申し訳ありません。だけれども原因は知っていただきたいと。皆さんは市民の代表でございますので、こういう状況をお知りいただいて、今後助けていただきたいと思います。...それではありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。お疲れ様でした。